

大阪市規則第149号

大阪市契約規則の一部を改正する規則

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(入札保証金の納付)	(入札保証金の納付)
第19条 [略]	第19条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 <u>入札保証金</u> の納付に代えて提供すること ができる担保は、大阪市会計規則（昭和39 年大阪市規則第14号）第76条各号に掲げる もののほか、銀行又は契約管財局長が確実 と認める金融機関の保証とし、当該保証の 担保としての価値は、その保証する金額と する。	3 <u>工事請負契約</u> に係る <u>入札保証金</u> の納付に 代えて提供することができる担保は、大阪 市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号） 第76条各号に掲げるもののほか、銀行又は 契約管財局長が確実と認める金融機関の保 証とし、当該保証の担保としての価値は、 その保証する金額とする。
(契約保証金の納付等)	(契約保証金の納付等)
第37条 [略]	第37条 [同左]
[2 ~ 4 略]	[2 ~ 4 同左]
5 第19条第3項の規定は、 <u>契約保証金</u> につ いて準用する。この場合において、同項中 「又は契約管財局長が確実と認める金融機 関」とあるのは「、契約管財局長が確実と 認める金融機関又は公共工事の前払金保証 事業に関する法律（昭和27年法律第184号） に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み 替えるものとする。	5 第19条第3項の規定は、 <u>工事請負契約</u> に 係る <u>契約保証金</u> について準用する。この場 合において、同項中「又は契約管財局長が 確実と認める金融機関」とあるのは「、契 約管財局長が確実と認める金融機関又は公 共工事の前払金保証事業に関する法律（昭 和27年法律第184号）に基づき登録を受けた 保証事業会社」と読み替えるものとする。
(検査の方法)	(検査の方法)
第46条 [略]	第46条 [同左]

2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に立ち会わなければならぬ。
ただし、検査職員がその必要がないと認める
ときは、この限りでない。

2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に立ち会わなければならぬ。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。